

示談金の相場

本会では「示談金の相場を教えて欲しい」という質問を受けることがあります。
示談金は傷病名だけではなく案件ごとの条件を踏まえて検討するものです。
そのため質問へは「相場での解決を目指すべきではない」とお話しした上で提示しています。

本会において施術事故の相談が最も多い傷病である肋骨骨折について過去2年間(*1)に解決した案件の示談金の傾向をまとめたところ、10万円未満での解決が50%、10万円以上30万円未満が42%、30万円以上が8%でした。

(*1) 集計期間 2020年9月～2022年8月。日本治療協会調べ

この集計から肋骨骨折における案件の92%は30万円以内で解決しているのが分かります。しかし、金額を左右する最も大きな要因は「休業損害」です。仕事をしていない高齢者などは請求が発生しないため示談金の金額が低く、仕事をしている人は高くなる傾向となります。また、休業損害の請求も数日間から10日間程度の休業であれば、この範囲におさまることが多くなっています。

問題は30万円以上の8%です。治療期間が長く休業損害が高額となる場合や利用者が弁護士を立てて弁護士の基準で請求してくる場合などです。

前述の集計期間終了以降に解決となった案件で、利用者が弁護士を立て色々な理由を付けて160万円を請求してきましたが、複数回の交渉の上、70万円で示談となった事例があります。

また、未解決案件の中には、弁護士からの請求額が1600万円を超える事例(*2)もあります。こちらは後遺障害が残ったと主張されているものですが、検討に必要な資料の追加提出を依頼しましたが反応はなく、交渉が止まった状態となっています。

(*2) 請求金額の内訳

傷害に関する請求 約684万円
後遺障害に関する請求 約777万円
利用者の弁護士費用 約146万円
【合計】約1607万円



肋骨の骨折の相場は30万円などと覚えてしまうと、それより多いと不当な請求ではないか、それより少ないと支払う金額が少ないのではないかと感じてしまう傾向がみられます。利用者の請求金額がどうであれ、本会の会員であれば支払うべき請求かどうかは損害保険会社の判断のもとで対応することができます。さらに弁護士を相手にしての交渉が難しい案件では特別なサポートを提供しますのでご安心ください。

NOTE POINT

施術事故の対応では、先入観を持たずに対応することが必要です

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANewsの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています(別途保険料が必要)

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

民間施術者

会員種別

正会員B



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00～18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SSビル 2F

